

保育所等訪問支援の利用方法

運営支援で、児童発達支援または放デイと保育所等訪問支援の請求を行う場合は、下記手順を行ってください。基本的な操作については、「運営支援サービスマニュアル」をご確認ください。

1. 事業所、職員を設定する
2. 保護者と児童を登録する
3. 実績登録～請求する
補足) 返戻・過誤・月遅れ処理について

1. 事業所、職員を設定する

- ・事業所>事業所で、事業所に「**保** 提供サービスを追加する」から“保育所等訪問支援”を追加します。追加すると、アカウントの事業所選択で保育所等訪問支援が選択できるようになります。

事業所 一覧 / 詳細 [事業所]マニュアル用サンプル事業所(児発・放デイ) [職員]管理 太郎 (オーナー)

基本情報 金融機関情報

基本情報 編集する 提供サービス

事業所名 マニュアル用サンプル事業所

提供サービス

保 提供サービスを追加する 保 提供サービスを追加する

ヘルプ お知らせ アカウント

事業所選択

マニュアル用サンプル事業所(児発・放デイ)

マニュアル用サンプル事業所(児発・放デイ)

マニュアル用サンプル事業所(保訪)

児発や放デイとは別行で表示されます。表示されない場合は、再ログインしてください。

- ・事業所>職員で、担当職員の「所属」に保育所等訪問支援を追加します。

職員詳細/更新 [事業所]マニュアル用サンプル事業所(児発・放デイ) [職員]管理 太郎 (オーナー)

所属

事業所毎に役割を設定すると、その事業所のみで操作権限が有効になります。詳しくは役割設定のマニュアルをご覧ください。

事業所1 マニュアル用サンプル事業所(保訪)

保育所等訪問支援の利用方法

2. 保護者と児童を登録する

- ・台帳>保護者で保護者を登録します。

【既に同じ事業所に保護者を登録済の場合】は、一覧に表示されるので登録不要です。

【運営支援の別事業所に保護者を登録済の場合】登録済の保護者情報を利用できます。「新規登録」から先に進み、「下の表から保護者を選択する」にチェックを入れます。表から該当保護者を選択し、保護者情報を保存してください。

- ・台帳>児童で児童を登録します。

【運営支援の別事業所に児童を登録済の場合】は、登録済の児童情報を利用できます。「児童を新規登録する」から先に進み、「下の表から児童を選択する」にチェックを入れます。表から該当児童を選択後し、児童情報を保存してください。

既に同じ保護者や児童が登録済の場合、『同姓同名の保護者（または児童）が存在します』と表示されます。操作中の事業所でも利用する場合は、上記手順で登録してください。

- ・児童を登録後、保育所等訪問支援用の受給者証と通い先を登録します。

複数サービス併用児童の場合、「児発または放デイの受給者証」と「保訪の受給者証」の2つ登録が必要です。受給者証番号などは同じ内容ですが、決定支給量や契約支給量はそれぞれのサービスの内容を登録してください。また、通い先には児童の通う保育園等を登録してください。

事業所選択

受給者証を登録する事業所	両方のサービスで一致が必要な項目 受給者証番号、市町村、負担上限月額など	サービスごとに内容が異なる項目 決定支給量、契約支給量など
児発または放デイ	1111111111 目黒区、4,600円	児童発達支援基本決定、5日/月
保訪	1111111111 目黒区、4,600円	保育所等訪問支援、基本決定1日/月

保育所等訪問支援の利用方法

3. 実績登録～請求する

- ・ 該当の児童に訪問実績を登録し、実績を確定します。

複数サービス併用の児童で、同じ提供月にそれぞれ実績がある場合、両方のサービスで実績登録と実績確定が必要です。
事業所選択で、事業所を切り替えて操作してください。

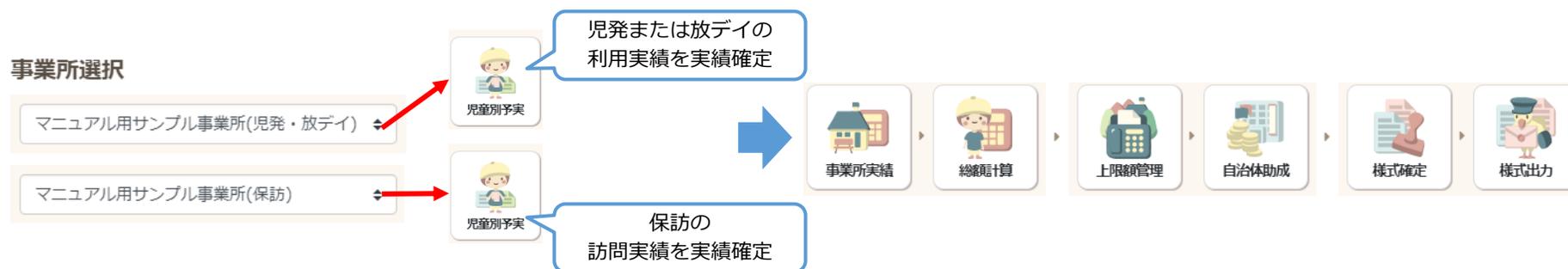
- ・ 請求>事業所実績と総額計算で、事業所実績の保存と総額計算をします。

複数サービス併用の児童で、同じ提供月にそれぞれ実績がある場合、両方のサービスで事業所実績の保存と総額計算が必要です。

- ・ 上記以降は、通常と同じ流れで請求を進めます。

請求>上限額管理、自治体助成は対象の児童がいる場合に登録し、請求する児童が全て揃ったら様式を確定します。

複数サービス併用の児童で、同じ提供月にそれぞれ実績がある場合、両方のサービスがまとまった様式が作成されます。



補足) 返戻・過誤・月遅れ処理について

- ・ 返戻、過誤を設定について

運営>児童別予実で、返戻や過誤を設定します。(返戻は請求>給付費でも設定可)

複数サービス併用児童の場合は、一方のサービスで設定するともう一方も設定されます。

台帳や実績を正しい内容に修正し、両方のサービスで実績を確定して再請求をしてください。

- ・ 月遅れについて

運営>児童別予実で、月遅れを設定します。

複数サービス併用児童で、同じ提供月にそれぞれ実績があり月遅れにする場合は、両方のサービスで月遅れ設定が必要です。

併用児童で両方のサービスで請求した場合の返戻や過誤は、両方のサービスで再請求が必要です。